様式第４号（第４条関係）

指令第　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　様

佐久穂町長

児童遊具設置等事業補助金交付決定通知書

　　　　年　　月　　日付で申請のあった児童遊具設置等事業補助金　　　　円を次の条件を付して交付します。

補助条件

　１　補助金は、当該補助事業以外の目的に使用してはならない。

　２　補助事業の内容を変更するときは、児童遊具設置等事業計画変更承認申請書（様式第5号）を提出し、承認を受けること。

　３　補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、児童遊具設置等事業中止・廃止承認申請書（様式第6号）を提出し、承認を受けること。

　４　補助事業の状況を調査し、不適当と認めたときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。